

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

農林水産部

1 農場の概要

場 所：長門市日置中新市 2983-75

飼養状況：肉用種鶏 約 37,000羽

2 発生概要

(1) 通報日時：平成 26 年 12 月 29 日（月） 12 時 40 分

(2) 通報内容：鶏舎 10 棟のうち 1 棟での死亡数が増加

(3) 経緯：

ア 本日、当該農場から死亡鶏が増加したため、農場職員が簡易検査を実施したところ陽性を確認

イ 同日、当該農場から西部家畜保健衛生所（以下、家保）に死亡鶏が増加した旨通報

○死亡羽数の状況

	12月28日	12月29日
死亡数	4羽	17羽

ウ 家保が調査・採材し、中部家畜保健衛生所において鳥インフルエンザの簡易検査を実施し、陽性を確認

エ 遺伝子検査（PCR検査）により、陽性を確認

3 検査結果

区分	死亡鶏	生存鶏	摘要
簡易検査	4 / 5	0 / 5	(気管)
	2 / 5	0 / 5	(排泄腔)
遺伝子検査	5 / 5	0 / 5	H5亜型

(参考)

区 域	農場数	飼養羽数
移動制限区域（3 km以内）	10	144,709
搬出制限区域（10 km以内）	19	474,400
計	29	619,109

今後の防疫対応について

1 発生地の防疫措置

初動対応が最も重要であるため、24 時間以内の殺処分、72 時間以内の封じ込めを迅速に行い、感染拡大を防止する。

- ①家きんの評価
- ②殺処分及び死体の焼却
- ③汚染物品の処分
- ④農場等の消毒

2 移動制限

- ①移動制限：発生農場を中心に、半径 3 k m 以内の区域について、家きん等の移動を禁止
- ②搬出制限：発生農場を中心に、半径 10 k m 以内の移動制限区域の外接する区域を設定し、感染拡大を防止

3 消毒ポイントの設置

感染拡大防止のため、3 k m 及び 10 k m 地点を中心に広範囲に消毒ポイントを設置する。(別紙参照)

4 調査・検査

- ①疫学調査
発生農場における過去 21 日間の家きん、人、車両の出入りを確認
疫学関連のある調査を実施
- ②発生状況確認検査
移動制限区域内の農場の立入検査を行い、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施
- ③清浄性確認検査
防疫措置完了後 10 日が経過した後、②と同様の検査を実施

5 移動制限の解除

鳥インフルエンザの防疫措置完了 21 日経過後、移動制限を解除

6 風評被害の防止

感染した鶏の肉、卵が市場に出回ることはありません。また、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されていないことを P R する。

7 注意喚起の徹底

県民、県内養鶏場、市町、関係機関・団体への情報提供、注意喚起を随時実施。また、ホームページに発生情報、防疫対応等を随時掲載する。